

石川県立大聖寺実業高等学校

# 学校いじめ防止基本方針

平成30年2月改訂版

# 目次

1. いじめ問題への基本姿勢	2
2. いじめの理解	
① いじめの定義	2
② いじめを捉える視点	2
3. いじめの防止等に関する考え方	
① いじめの未然防止	3
② いじめの早期発見	3
③ いじめへの対処	3
④ 地域や家庭との連携について	3
⑤ 関係機関との連携について	4
⑥ ネット上のいじめ対応	4
4. 組織と対応	
① いじめ対策チームの常設	5
② いじめ発生時対応図	6
③ いじめアドバイザーの活用	6
5. いじめ防止に関する取組	
① 年間スケジュール	7
② 道徳教育・人権教育の充実	7
③ 規範意識の育成	8
④ 教育相談体制の充実	8
④ 早期発見の措置	8
⑤ 危機管理の心構え	8
6. 重大事態への対処	
① 重大事態について	9
② 重大事態発生時の報告について	9
③ 重大事態の調査	9
④ 調査結果の提供及び必要な措置	9
7. 主な相談機関	9

## 1. いじめ問題への基本姿勢

- ・いじめ問題対策チーム「スマイル」を常設し「いじめを見逃さない学校」づくりを行う。
- ・いじめは、「どの学校でも、どの子供にもおこり得る」ものであることを、全教職員が認識すること。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底すること。
- ・生徒一人一人を大切に作る意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること。
- ・定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有し、さらに外部機関との連携を深めるなど「風通しのよい」関係をつくること。
- ・特定の教職員だけで問題を抱え込まず組織的に対応し、複数の目によって状況把握をすること。(H30.2追加)

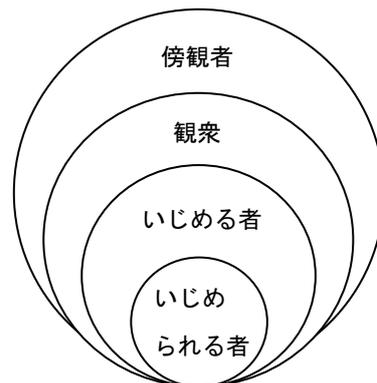
## 2. いじめの理解

### ① いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ② いじめを捉える視点（留意点）

- ・個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。「いじめは笑いに隠される」が多い。
- ・いじめは「いじめる者」と「いじめられる者」の二者関係だけで成り立っているのではなく「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑制する「仲裁者」が現れるような学級経営を行う。
- ・いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめ被害者からの回避感情などがある。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体に重大な被害が生じるような、直ちに



警察に通報することが必要なもの含まれる。

### 3. いじめの防止等に関する考え方

#### ① いじめの未然防止

- ・ 教師から積極的に声をかけて気軽に相談ができる環境づくりに心がけ、生徒一人一人と話し合う機会をもつ。
- ・ いじめられている者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・ 生徒会活動、学級会活動を通して、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組み、いじめを見かけたら生徒がその場で注意することができる、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。(H30.2改)
- ・ いじめに対する認知力・対応力の向上を図るための最低年1回の校内研修の実施促進。

(H30.2改)

#### ② いじめの早期発見

- ・ いじめに関するアンケート、教職員間の情報交換等の組織的対応により、いじめの早期発見に努める。また、学校としていじめは絶対に許さないという姿勢でのぞむ。(H30.2改)
- ・ いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の生活実態の把握に努め、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

#### ③ いじめへの対処

- ・ 校長を中心に一致協力体制を確立し、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で対応することが重要である。
- ・ 事実関係の掌握にあたっては、当事者だけでなく、保護者や友人等からの情報収集にも努め、正確・迅速に行う。
- ・ いじめ問題の解決にあたっては、学校のみで解決することに固執してはいけない。速やかに保護者・教育委員会に報告し、必要に応じて、教育センター・児童相談所・警察等の地域の関係機関やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・弁護士・医師などの外部専門家に連絡を取り、連携・協力を要請する。(H30.2改)
- ・ 教職員間で関係した生徒の情報を交換し、共有化を図る。
- ・ いじめの事実を伝えて指導する場合には、必ず本人と保護者の同意を得て行う。
- ・ いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

#### ④ 地域や家庭との連携について

- ・ 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を

行い「風通しの良い学校」づくりが必要である。

- ・担任は、生徒の保護者と連絡を取り合い、指導経過の報告、その後の家庭での様子について情報交換を行い、生徒の成長を見守る。

⑤ 関係機関との連携について

- ・必要に応じて、生徒に対する継続的なカウンセリングの依頼等、相談機関との連携を図る。
- ・暴力や恐喝等を伴う場合には、早急に警察との連携を図る。

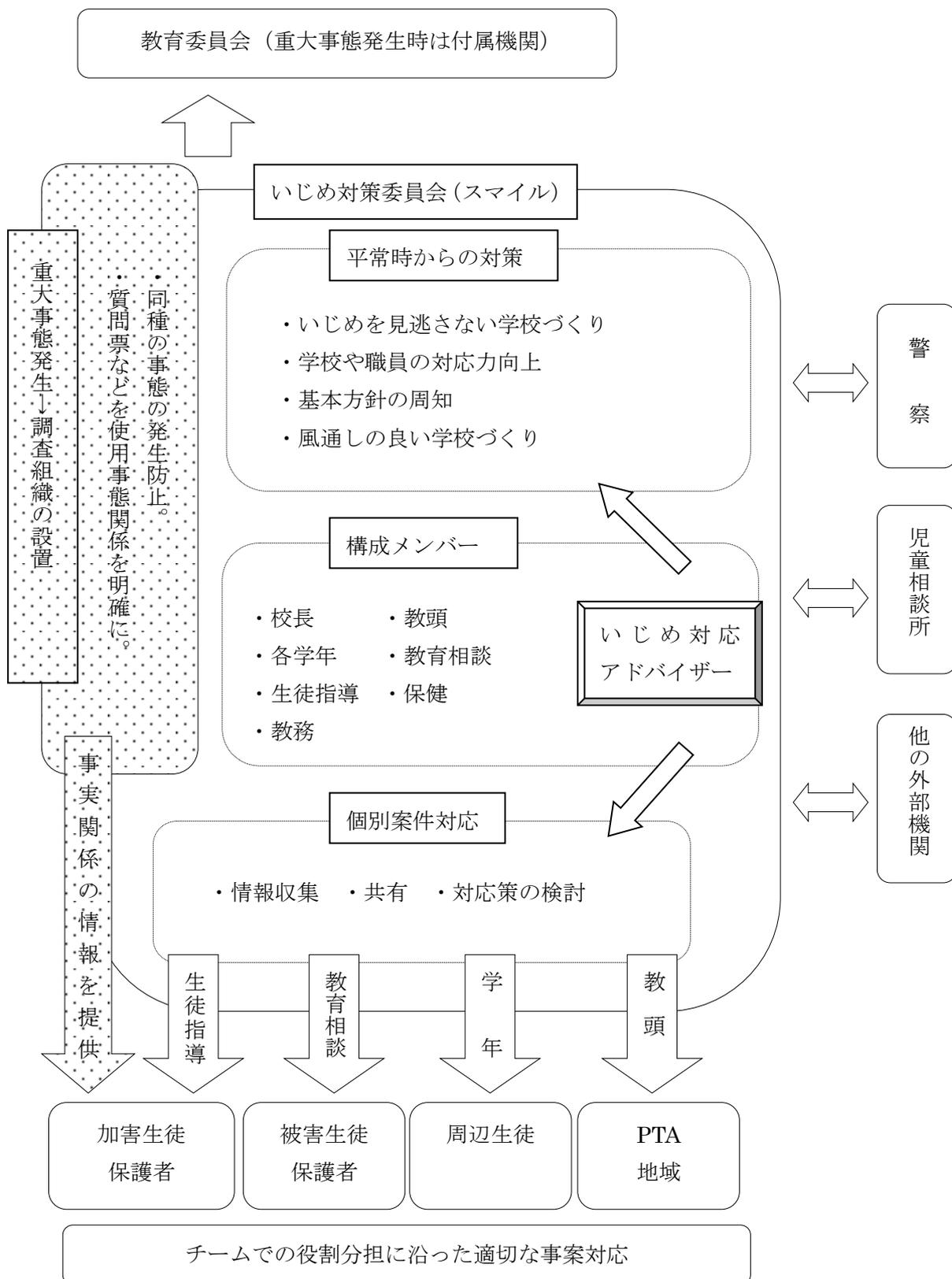
⑥ ネット上のいじめへの対応

- ・生徒に対する情報モラル教育の充実と、保護者への啓発活動の推進。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害者及び加害者と双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・ネット上のいじめが生じていないかを監視する取組（ネットパトロール）や、市町村や関係機関との連携。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダーは違法な情報発信停止を求めたり、情報の削除を行う。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
- ・インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償の対象となり得ることと、重大な人権侵害に当たることを生徒に理解させる、情報モラルを身に付けさせる取組を行う必要がある。（H30.2 追）

#### 4. 組織と対応

##### ①いじめ対策チームの常設

学校は「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止等に関する措置を行うため、複数の教職員、外部機関からいじめ対応アドバイザー等で、いじめ対策チームを常設する。



## ②いじめ発生時対応図

いじめに関する問題の発生・兆候の発生

↓ 本人からの連絡、保護者・友人等からの連絡

担任または関係職員

↓ 情報収集（正確・詳細・迅速）

校長・教頭

→県教育委員会に第1報として概要報告

↓ 委員会招集

いじめ対策委員会（スマイル）

→県教育委員会に第2報として調査結果報告

↓ 具体的対応策の検討

職員会議（必要に応じて）

全教職員の共通理解

いじめられている生徒への対応

- ・ いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示す。
- ・ 子どもの様子に十分注意して、小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。

いじめている生徒への対応

- ・ いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分に理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢をしめすとともに、本人に十分言い聞かせる

保護者への対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ いじめられている子どもや保護者の辛く悲しい気持ちに気付かせる。

↓

→県教育委員会に第3報として指導結果（経過）報告

再発防止

- ・ ホーム、学年集会、全校集会及び保護者会等による指導や情報を把握する。
- ・ 全校生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
- ・ いじめを許さない学校づくり。

## ③ いじめアドバイザーの活用

- ・ 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ・ いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
- ・ いじめ問題に関する研修講師

## 5. いじめ防止に関する取組

### ①年間スケジュール

月	委員会等	防止対策	早期発見	
4	・生徒指導委員会 ・教育相談連絡会	・新入生オリエンテーション ・奉仕活動（学期に数回）	・いじめアンケート	
5	・PTA 総会	・非行防止教室 ・読書週間 2 週間		
6	・教育相談連絡会 ・いじめ対応			
7	アドバイザー派遣 ・保護者懇談会	・共生講座（1年）		
8		・ボランティア清掃		
9	・教育相談連絡会	・奉仕活動（学期に数回）		
10		・読書週間 2 週間		
11	・教育相談連絡会	・スマホ取扱意見交換（PTA, 生徒会） ・共生講座（3年）		・いじめアンケート
12	・保護者懇談会	・人権啓発放送 ・人権教育講話（1年） ・共生講座（2年）		・いじめアンケート
1		・奉仕活動 （学期に数回）		
2				
3	・教育相談連絡			
通年		生徒会・部活動による朝の挨拶運動 部活動での朝掃除 啓発資料配付	挨拶運動 個人面談	

### ②道徳教育・人権教育の充実

- ・行事、ロングホームルームなどの特別活動や部活動を通して、自己肯定感を育み豊かな心を育てる。また、生徒自らが、いじめ問題について学び生徒自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを行う。

### ③規範意識の育成

- ・校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が安心して学ぶことができる環境をつくる。
- ・全校集会や学年集会または配布資料を通して、マナーの大切さを日頃から育成する。

### ④教育相談体制の充実

- ・年3回のいじめアンケートの実施、個人面談などを行う。また、常日頃から生徒に声掛けをおこない生活実態のきめ細かいところまで把握しておく。
- ・教育相談連絡会を定期的に行い、生徒の情報を共有し組織的に指導にあたる。

### ⑤早期発見の措置

- ・いじめられている生徒からの訴えが弱い事を理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応が欠くことがないようにする。
- ・生徒・保護者からの訴えはもちろんのこと、本人がいじめられている主張がなくとも言動や行動にいじめの兆候など些細なものであっても教職員相互において情報交換をし、迅速な対応を図ること。

### ⑥危機管理の心構え

- ・いじめ問題対応は組織として連携して行うが、中心となって対応する関係職員は危機管理の「さしすせそ」を念頭に置き、管理職への「ほうれんそう」を行い対応する。
- ・取り組みが計画通りに進んでいるか、PDCAサイクルで検証・見直しを行う。

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| ※ 「さしすせそ」  | ：最悪を想定し、慎重に、素早く、誠意をもって、組織的に |
| ※ 「ほうれんそう」 | ：報告・連絡・相談                   |

## 6. 重大事態への対処

### ①重大事態について

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ②重大事態発生の報告について

- ・重大事態が発生した場合は、県教育委員会を通じて知事に事態発生について報告する。また、県教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

### ③重大事態の調査

#### 学校が調査主体となる場合

- ・県教育委員会の指導・助言のもと、速やかに学校の下に重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。

#### 県教育委員会が調査主体となる場合

- ・県教育委員会の下に、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査組織」を設置し、質問票の使用その他適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。

### ④調査結果の提供及び必要な措置

- ・いじめを受けた保護者に調査により明らかになった事実関係について、情報を提供する。
- ・調査結果を踏まえ、重大事故への対応または同種の事態の発生を防止する措置を講じる。

## 7. 主な相談機関

機関名	電話番号	受付時間
24 時間いじめ相談テレホン	076-298-1699	24 時間受付
石川県こころの健康相談センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
加賀保健福祉センター地域支援課（中央児童相談所）	0761-22-0796	月～金 8:30～17:15
石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
子どもの人権 110 番（金沢地方法務局）	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
小立野青少年育成センター（金沢少年鑑別所内）	076-231-1603	月～金 9:00～16:00
いじめ 110 番	0120-617-867	月～金 24 時間受付
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00